

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

第二編 兵力・労働力の動員とその配置

第三章 産業労働動員と国民徴用

国民徴用労働者

終戦時における労働動員状況および民間工場における国民徴用令の実施状況は第3・4表のごとくである。実施当初においては出頭要求者が徴用者実数の約二倍半ないし三倍程度で所要要員をうる事ができたが、回数を重ねるに従い、未経験工において約三倍半、経験工において四倍ないし五倍の出頭要求をしなければ健康上または一身上の関係で適格者を得られない状態になった。さらに、当初は主として給源を農村に求めたが、やがて所要要員の充足を中小商工業の転廃業者にも依存せざるをえなくなったため、労働能率の低下をさけることができなかった。また一方、徴用が激しくなるにつれて、応徴のさいにおける収入の保障についての配慮がなく、業務上の死傷病の場合あるいは家族との別居の場合等本人または家族に対する扶助についても欠けるところがあり、これに対する一般国民の批判がしだいに高まる傾向にあった。とはいえ、当初局部的であった徴用の実施は労働動員の中核となり、ことに太平洋戦争勃発後その実施数も大量にのぼった。すなわち、陸海軍関係では一九三九年七月以降四四年三月末までにその実施数四六二回(うち現員徴用分二八回を含む)、九〇万八千人に達し、それを細別すると次のごとくであった。

	回	人	人	計
陸軍関係	111	新規	84,715	84,715
		現員	——	
海軍関係	351 (うち現員28)	新規	528,935	823,033
		現員	294,098	

民間工場においてもその所要労務を確保するため、一九四一年八月第一回の徴用を実施し、その後一九四四年三月末までに二〇回にわたり一九七万三千人にのぼる徴用を実施した。以上を合わせて一九四四年三月末における徴用総人員は二八八万一千人の多きに達したのである。なお、終戦時における被徴用者数は新規徴用一六〇万九五五八人、現員徴用四五五万四五九八人計六一六万四一五六人であった。

右の徴用は、一九三九年一月の国民能力申告令によるいわゆる国民登録制度の結果にもとづいて行なわれたのであるが、事実上可動人員の資産目録ともいべきこの国民登録は、一九四四年までに要申告者の範囲が拡張されて、一二歳以上六〇歳未満のすべての男子と一二歳以上四〇歳未満の未婚の女子が含まれることになった。けれども実際に徴用に服したのは男子のみであって、あとにみるように女子の徴用は法規上実現されるにいたらなかった。終戦時における徴用者六一六万四千人のうち、新規徴用すなわち政府による正式の強制のため重要産業にはいった男子のみに限定すれば、それは前記のごとく約一六一万人であって、現員徴用つまり事業ぐるみ業務に釘づけされたものが四五五万人にのぼっていた。そして、このうちの新規徴用こそが労働動員の中核をなすものであった。それは次のような意味においてである(前掲書、七一～二ページ)。

一九四四年までには[新規]徴用者総数は民間[従業者]の僅か八%に上るにすぎなかった。日本人は軍需産業の中に労働者を押し込める棍棒または威嚇として徴用を利用したのであって、この手段を人的資源の現実の割当のために広汎に利用したのではなかった。日本の労働者はなべて徴用を極度に嫌ったが、これが平和産業から軍需産業への自発的転換

を招来した有力な動機であった。不急産業の縮小で失職した男子は、どこか他の都道府県に送られて家族から離れる脅威に直面するよりも、地方の労務動員官庁を通じて附近の軍需工場に仕事をみつける方をえらんだのである。もし彼にして自発的に仕事を求めたならば、仕事の種類を選択できたであろうが、一度徴用されれば選択は全く不可能であった。地方の労務官庁は徴用令書を最後の手段としてのみ役立てた。まず最初に労働者は労務官庁に呼出され、仕事があるが働かないかといわれた。彼がこれに応じ、なければ、警官が彼を家庭に訪ねた。最後に彼は隣組組長から説教された。これでも効き目がなければ、そして通常は効き目があったのだが、そのときに始めて徴用令書が作成された。高等専門学校の卒業生の徴用は依然厚生省の管轄下にあった。一九四四年における〔新規〕徴用の減少は、厚生省官吏のいうところによれば、樽が底までこそがれたという事実にもとづくものであった。すなわち召集が大規模になっていくのを考慮すれば徴用適格の男子はもはや存在すべくもなかったのであった。

また彼ら厚生省官吏のいうところによれば、一九四三年における応徴者の急激な増加は、転業を嫌う労働者に効き目があったからで、政府が徴用に真剣であることを悟って徴用のかかってくるのを待たずに、一九四四年にはもっと多くの労働者が「自発的」に軍需工場に赴いた。

新規徴用労働者が工場に割り当てられた時には、その工場の他の従業者もすべて現員徴用を受けその業務に釘づけされた。これに加えて、一九四四年には、すべての指定軍需会社の従業者がまた、その工場が徴用労働者をもつと否とにかかわらず釘づけされるようになった。徴用者の従業する企業の総数および分布は第5表に示されている。労働者の新規徴用の頂点は一九四三年であるが、企業ぐるみの徴用は軍需会社指定の結果として一九四四年に主として行なわれた。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
